

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年十月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年三月三十日奈良県指令建第九八一―二二八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十月十八日建第九〇三六号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十月十八日建第五三六八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市額田部北町七二二番一の一部、七二二番二、七二三番一の一部、七二三番二の一部、七二三番三、七二三番四、七二三番五、七二三番一二、七二三番一三、七二三番一四、七二三番一五、七二四番二、七二四番五、七二四番六、七二四番七、七二四番八、七二四番九及び七二四番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市筒井町五一番地三
藤本建設株式会社 代表取締役 藤本正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市額田部北町七二三番一二、七二三番一三、七二三番一五、七二四番二、七二四番六、七二四番九の一部及び七二四番一〇
下水道 大和郡山市額田部北町七二三番一二及び七二四番二の各一部

一 許可番号

平成二十九年五月二十三日奈良県指令建第一〇〇―四号
平成二十九年九月十九日奈良県指令建第一〇〇―四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十月十八日建第九〇三七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市北田原町一六五八番五五六、一六五八番五五八、一七〇二番一二及び一七〇七番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市鶴見区横堤五丁目六番三四号

吉川化成株式会社 代表取締役 吉川秀朗

一 許可番号

平成二十九年六月二十九日奈良県指令建第一〇〇―三八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十月十九日建第九〇三八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十月十九日建第五三六九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市逢坂四丁目二九〇番一、二九〇番八、二九〇番一〇、二九〇番一一、二九〇

番一二、二九〇番一三、二九〇番一四、二九〇番一五、二九〇番一六、二九〇番一七、

二九〇番一八、二九〇番一九及び二九〇番二〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市旭ヶ丘一丁目二九番地の二

株式会社関西ハウジング 代表取締役 西浦克至

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市逢坂四丁目二九〇番一

下水道 香芝市逢坂四丁目二九〇番一の一部